

執筆担当・宮地信良

## はじめに

半自然草原（二次草原）は、農業、畜産、あるいは観光等の目的のために人が草を刈り、あるいは火入れ（山焼き、野焼き）、放牧などの行為を続けることによって森林化せずに草原の状態にとどまっているものを言う。しかし農畜産業が化学肥料や配合飼料に大きく依存するようになり、また地方の過疎化や高齢化によって、次第に草刈りや野焼き、放牧が行われなくなってきた。一九一五年（大正四年）に全国で三六四万haあった半自然草原を含む原野面積は、一九九〇年（平成二年）には約一〇分の一の四〇・五万haにまで減少している。

本稿では自然公園の観点から半自然草原の価値を改めて検討し、存続の危機に直面している半自然

草原の自然公園としての保全策について考えてみたい。

## 自然公園における半自然草原の価値

昭和初期の国立公園誕生当時、半自然草原はどのように評価されていたのであろうか？ 一九三一年（昭和六年）国立公園法施行を受けて発足した国立公園選定委員会で使われた「国立公園資料」の中の「風景の型式に関する資料―植物の形式」では、阿蘇の一例が挙げられている。当時半自然草原は全国各地にごく普通にあったので、阿蘇の草原の「広大さ」が特異な風景として評価されていたと考えられる。国立公園指定のための現地調査を行った田村剛は、「国立公園として最も誇るべき天の与えたる大公園 日本の阿蘇世界の阿蘇」と述べている。

一方、現在の半自然草原の価値

は何であろうか？ 日光国立公園を例にとってみると、半自然草原が残っているのは、旧栗山村の土呂部と霧降高原の野草園地の二カ所となっている。土呂部の草地で確認された植物種の種数は三二一種だが、そのうち一三種が栃木県の絶滅危惧種となっている。総面積が全国で激減した半自然草原は、風景的価値のみならず生物多様性の宝庫になったのであり、かつてに比べて自然公園としての重要性が増したと言つてよい。このほかにも水源涵養やCO<sub>2</sub>吸収等環境保全上の価値を有することは言うまでもない。

## 新たな半自然草原の活用を

半自然草原は永久的に草刈り等の行為を行い続けなければ保全することができない。従来、自然公園法上の保護は行為の規制、いわば受け身の保護によって実現できた。しかし半自然草原をはじめ雑木林、棚田など里地里山の保全は「いかにして維持行為を続けられるか」というまったく異なった保護の形が必要なのである。とすると、かつての農畜産業に代わる生



花の園地になった霧降高原

活上、事業上、あるいは公益上の必要性を新たに生み出さなければならぬということになる。ここで自然公園における半自然草原活用の可能性について考えてみたい。霧降高原は、かつて日光市営のスキー場のゲレンデであった。ゲレンデ整備として行う草刈りは毎年一〇月以降に行うことで熟した種が飛び散り、様々な草本の花が見られる半自然草原となっていた。二〇一〇年にスキー場が廃止されてリフトも撤去されたが、その跡地は花と展望を歩いて楽しむ大規模な野草園地として再整備された。



あか牛を放牧する阿蘇の草原

スキー場から花の園地へと利用の形態は変わったが、引き続き草原を維持する必要があることから現在も以前と同様の秋の草刈りが続けられ、半自然草原が維持されている。また八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰でも、採草地である広大な半自然草原が草原景観や花を楽しむ場となっているが、このように面積が広い場合は、草刈りやシカ柵の設置などの管理を全体に行き届かせることが困難という大きな課題に直面している。

阿蘇くじゅう国立公園では「あか牛」を放牧することによって草原を維持しており、牛を増やすために、あか牛肉の需要喚起のキャ

ンペーンも行っている。また草原の新しい魅力を体験できる「電動バイクで草原を走る」といったアクティビティに草原を開放する代わりに利用者から「牧野使用料」を支払ってもらう仕組みを導入するなど、様々な工夫を行って草原を維持している。

半自然草原には、例えばオミナエシやワレモコウのように盆花や茶花としての大きな需要が見込まれるものも生育する。日光国立公園の土呂部では隣接した畑で野草の保護増殖を行っているが、地元と協力して盆花や茶花を栽培、販売する事業の可能性も考えられる。

また、会津地方では草原に生えるワラビの除去を兼ねて「ワラビ狩り園」として収入を得ている例もある。このように地域の特性を生かした新たな「草原産業」を起こしてゆくことで保全の可能性が芽生えてくるだろう。

### おわりに

全国の半自然草原の保全の状況を見てみると、小規模なボランティア団体の生物多様性確保や景観保全への熱意によって草原の維持



土呂部のボランティア団体の活動

援を考える必要があるのではないだろうか。一方では既存のボランティア団体を企業、大学、公共団体等を核とした永続的な組織に変えてゆく、あるいは企業がメッセ活動の一環として活動を担ってゆくというような新しい体制の構築が望まれる。

(参考文献)

- ・阿蘇草原再生 環境省自然再生プロジェクトホームページ
- ・「国立公園と風景の政治学」西田正憲編著 京都大学学術出版会 二〇二一
- ・「土呂部地区植物調査報告書」今市の自然を知る会 二〇一九

活動がかるうじて続けられているケースが多い。しかし公園管理団体になるほどの組織的基盤がない団体が共通して抱えている問題は、創立時のメンバーがリタイアした場合には組織の継続が難しくなることである。半自然草原の維持管理の多くを小さなボランティア団体の善意に頼っている現実是非常に危うい状況と言わねばならない。草原の保全活動には資金の確保もさることながら、組織の確立が決定的に重要なのである。

自然公園法の目的に「生物多様性の確保への寄与」を加えた自然公園としては、半自然草原の保全に対して早急に効果的な行政的支

宮地 信良●みやじ のぶよし

環境庁(当時)で国立公園の現地管理、野生生物課勤務等の中途退職し、栃木県日光市で有限会社自然計画を設立。代表取締役として調査や自然ガイド業務を行っている。技術士(環境部門)。江戸川大学国立公園研究所客員研究員。著書に「奥日光自然観察ガイド」(山と溪谷社)等。